

## 砥部町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給要綱

### (目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により労働者の雇用の維持を図ろうとする事業者に対し、助成金を支給することにより、雇用の安定及び事業活動の継続を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であつて、町内に事業所を有していること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2の規定による雇用調整助成金又は職発0310第2号の規定による緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を愛媛労働局長から受けた事業主であること。
- (3) 町税を完納した者であること。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、予算の範囲内において、当該各号に定める額とする。

- (1) 雇用調整助成金等の支給率（以下「支給率」という。）が5分の4である者 国の支給決定金額の8分の1の額
- (2) 支給率が10分の9である者 国の支給決定金額の18分の1の額

2 前項の規定による助成金の支給額は、1事業者当たり、100万円を年間の限度とする。

### (助成金の支給申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、砥部町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月15日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し
- (3) 前2号のほか、町長が必要と認める書類

### (支給の決定)

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、砥部町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に助成金の額を通知するとともに、助成金を支給する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住所

氏名 ⑩

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

砥部町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給申請書兼請求書

砥部町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金の支給を受けたいので、砥部町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給要綱第4条の規定により、下記のとおり助成金の支給を申請します。

記

支給申請額 金 円（※1円未満の端数は切り捨て）

【助成金振込先】

金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義

私は、砥部町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金の支給申請に当たり、砥部町税の課税状況及び納付状況について確認することに同意します。

※本同意により得られた個人情報、上記助成金支給に関する目的外には使用しません。

様式第2号（第5条関係）

砥部町指令 砥商第 号  
年 月 日

様

砥部町長

砥部町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砥部町新型コロナウイルス感染症対策  
緊急地域雇用維持助成金について、下記のとおり支給することを決定したので通知しま  
す。

記

支給金額 金 円